

積算単価に関する考察【6】

— 設計変更と内訳書単価の関係 —

武蔵工業大学教授
江口 禎

内訳書の目的用途の一つに、設計変更に伴う請負代金変更の基礎あるいは参考とすることが挙げられる。そこには、発注者側と受注者側のどちらの内訳書単価を基礎とするのか？ 契約時点の単価か変更時点の単価か？ 変更に伴う間接費の扱いは？ 単価によれない場合は？——等々多くの問題がある。この設計変更の問題を内訳書に値入れする単価と関連づけて考察したいところであるが、勉強しはじめると意外に膨大で難解な問題であることがわかってきた。したがって、その単価との関係としては序論または入り口でいどしか書けないことをお断りしておく。

1. 設計変更がない建築工事はない

設計変更がない建築工事はない、といわれる。このことは設計図書の高完成度が高いと見られる英米でもしばしば言われるようである。たとえば、米国のR.S.ミーンズ社の積算専門書も「建設工事において変更は避けられない。いかにうまく計画されたプロジェクトでも、常にある程度の頻度で変更がある」と書いている（Bledsoe, 文-1）。

設計変更は普遍性と共に重要性をもっている。設計変更は、その原因や程度によっては契約金額や工期の変更に及ぶ。金額変更のルールをどのように定めておくかは、契約当事者双方にとって非常に重要な問題である。そのため、ほとんどの契約約款は設計変

更や金額変更の条項を設けている。

わが国の工事契約約款の変更条項は次第に整備されてきたかに見えるが、しかし、金額変更ルールは実際に有効な形では条文に書かれていない。現在の公共工事とくに建築工事は、第3条において内訳書を承認する形（A）を選択しないのが普通であるので、せっかく24条（A）で内訳書の単価を基礎とするルールが書かれていても、約款上はほとんど常にいわゆる「甲乙協議」に帰着する形になってしまっている。このような状況では「甲乙協議のルールとベース」がますます重要になってくる。しかるに、こうしたルールやベースについては約款に書かれていない。

では、実務上まったくルール無しに処理されているのか？——そうではないようである。「軽微な変更」と本来の「設計変更」などの区分によって慣行的な処理ルールが存在しているようであり、発注機関の積算要領に含められているところもあるようである。ただ、なかなかそれらにアクセスしにくいところがある。

一方、英国の建築用のJCT約款等では設計変更に伴う金額変更ルールが細かく約款の変更条項中に書かれている。数量書が契約書の一部となる形が英国の伝統的な契約方法であるが、この場合には内訳書（受注者が値入れして契約の一部となっている数量書）の単価を使うことを基本にする。しかし、仕事内容、施工条件などで内訳書の単価

をそのまま使えない場合も多い。そのため変更の内容に応じた多段階的なルール構成になっている。これをフローチャートに書くと相当複雑なものになる（たとえば、Jones, 1980はJCTの第13条だけで8ページにわたるフローチャートを描いている。文-3）。

しかし、一方ではこうしたきめ細かな規定が設計変更を誘発するという指摘もある。P.R. Hibberdは「工事契約の変更」(Variations in Construction Contracts, 文-2)という本のなかで、設計変更原因について調査結果を示したのち、次のように書いている。

「変更条項 (variation clause) が契約約款に存在すること自体が設計変更を発生させている。変更条項が存在するために入札段階での設計図書の完成を回避できるようになっているからである。入札段階でかなりの程度まで設計の完成を回避しておけるし、そのため、発注者にとっての工事金額もなかなか確定できない。」

(同書p.11)

この文自体はちょっとわかりにくいところがあるが、いろいろなことを示唆している。この文中で言う「設計の完成」とは何か？――

- ① 図面に不整合箇所や不明確な部分を含まないことか
- ② 未確定部分を含まないということか
- ③ 以後発注者や設計者の意思による変更が生じないということを目指すのか。

実際には、この①②③のいずれをも含み得る。そして、この3者とも、それが欠けている場合に設計変更に結びつき得る。しかし、変更の呼び名や性質や取扱いに異なるところがある。

とくに、②の未確定部分あるいは暫定部分を総価契約でどう扱うか、その部分を契約後に確定する際に設計変更として扱うのかどうか、という点

などは、国によって、約款によって、あるいは発注機関の実務慣行によって相当に異なる点である。わが国でも今後検討を要する点の一つであろう。

そして、総価契約（ランプサム）や確定契約（フィックスドプライス）であっても、なすべき仕事の内容に変更が生じれば、金額の変更を伴うのは当然だと言う考えが根底にある。むしろ、総額確定契約だからこそ設計変更に伴う金額変更ルールが重要問題になるのである。実費精算（コストプラスフィー）系の契約約款には変更条項というようなものはないように見えるし、単価請負系の契約においては、ある程度以内の数量の変化やそれに伴う金額変更は変更処理にはならない。総価契約だからこそ設計変更やそれに伴う工期や金額の変更ルールが重要な基本的問題として位置付けられなければならないのである。

2. わが国公共約款における設計変更の位置付け

このように、設計変更は総価契約の実務上常に発生する問題であるが、しかし、設計変更という言葉が何を指すのか、どの範囲の変更を指すのか、という定義の問題は単純ではない。相当に分りにくい。

これは単なる定義の問題に留るものではなく、工期や金額の変更処理に関わってくるのであるから、契約上の基本的な問題である。こうした問題に関しては、契約約款がもっとも直接的で基礎的な規範だと思われるのであるが、公共標準約款にも四会連合約款にも「設計変更」という用語は使われていない。現行の公共工事標準請負契約約款では、「設計図書の訂正又は変更」という用語が使われている。この「設計図書の変更」という見出しが公共工事標準請負契約約款に現れたのは、最新の1995年の改正が初めてである。昭和25年の制定時も、その後の4回にわたる改正でも、「工事の

変更、中止等」という条項のなかで、「工事の変更」として扱われてきた。これは発注者側の意思から発する明確な設計変更命令を指している。すなわち、総価契約において、発注者側の必要に応じて設計変更を行い得ることが契約当事者間で事前に合意されているのである。

一方、これと別系統の変更として「条件の変更等」のルートがある。この条件の変更という表現の意味するところは、元来は、発注者・設計者が設計図書作成時に前提としていた現場の条件が予見しえない要素によって変化したことに対応するための条項であった。この「条件」とは現場の条件が主であり、設計図書のうち現場説明や質疑応答あるいは施工条件明示にかかわる部分が多い。制定時には「図面と自然の状態との不一致等」という見出しであったが、最初の改正によって「図面と自然の状態との不一致、条件の変更等」となり、昭和47年改正から単に「条件の変更等」という見出しになった。

この条項は発注者側の一方的な変更命令ではなく、工事現場の自然条件や施工条件の変化や設計図書との不一致に起因する変更を扱っている。しかし、このほかに、制定時から「図面又は仕様書に誤謬若しくは脱漏があるとき」の処理が含まれており、これも工事内容、工期、請負代金額の変更になる場合があることが書かれていた。この工事内容の変更という文言が、現行約款では設計図書の訂正又は変更という表現に変わった。

結局、わが国の公共約款では、設計変更は「条件変更等」（現行の18条）と「工事の変更」の2系統があった。この後者が「設計図書の変更」（19条）という見出しになったが、前者「条件変更等」も設計図書の訂正又は変更結びつき得る。この他にも設計図書の訂正又は変更結びつき得る条項はいくつかあるが、ここではこの2系統をおもに考察する。

3. 設計変更の分類—— または、設計変更の定義について

ごく一般的には、設計変更とは契約後における設計図書の変更をいう。しかし、あまりに大幅な変更は設計変更ではなく、契約の改更とか別契約になるとされている。一方では、軽微な工事内容の変更はことさら設計変更といわないで、処理方法も異なっているようである。なお、施工契約前にも設計変更ということもあるがそれは対象としない。

設計変更の定義は変更の分類の問題につながる。たとえば、次のような使い分けがある。

- ① 「条件の変更等」（公共約款第18条）と「設計図書の変更」（19条）の区分
- ② 設計図書の「訂正」と「変更」の違い
- ③ 「軽微な設計変更」と「契約の変更に及ぶ変更」の区分
- ④ 「軽易な設計変更」と「大がかりな設計変更」（JIA：建築家の業務）の区分
- ⑤ 「金額や工期の変更に及ばない設計変更」と「金額変更等に及ぶ設計変更」の区分
- ⑥ 変更の都度処理されるものや場合と一括的に精算処理される場合の区分
- ⑦ 請負代金額の変更による金額処理とそれ以外の金額処理の区分

これらの区別は実務上は各分野でルールが存在しているのかもしれない。しかし、標準約款にはもちろん、標準的・共通的な積算基準、仕様書などにも明文化されてはいないように思える。これらの各グループ間の対応関係を説明したような文献や文書が欲しいところであるが、これまでのところお目にかかっていない。

上記③④⑤は契約約款上の用語ではなく、実務上の用語とでもいうべきものであるが、工期や金

額の変更，損害の負担と結びついて大きな影響を持つ。現場で発生するそれぞれのケースが⑤以降のどれに該当するののかという問題である。約款条項中の「必要と認められたときは」や「必要と認められたときは」などの判断に依存する形になっている。軽微な変更が公共標準約款の18条，大きなほうが19条に相当ということではない。条件変更等（18条）に該当する場合でも，設計図書の変更や訂正に至らないで処理される場合と至る場合がある。生産設計や総合図の役割が拡大し重要性を増していくとき，どこまでが設計図書であるのか，ますますあいまいになっていく状況がある。

なお，上記の④は，建築家協会JIAの「建築家の業務」（1993）のフェーズ5「監理業務」のなかで列挙されている業務項目である。そのなかのひとつに「5.05 軽易な設計変更処理業務」があつて建築家の基本業務となっており，「5.10 大がかりな設計変更処理業務」があり，これは付加業務となっている。大がかりな設計変更とは，おおそ一般図（平面図，立面図）の変更にあふ程度のものと注記してある。これでは，軽易な設計変更処理が相当大きな変更を含み得るとも考えられる。明確な区分は難しい面があるが，設計変更の普遍性と重要性から見ると処理ルールと連動した定義や分類が今後必要になっていくであろう。

高柳岸夫，村井久美氏の「官公庁契約精義」（1989，文-4）によれば，「広義の設計変更」に
① 工事内容の同一性を失わせない程度の変更と，

② 工事内容の同一性を失わしめる程度の変更の二つが含まれ，この前者①が狭義（本来の意味）の設計変更であるが，業界で一般に設計変更といわれているのは①②を含む広義の設計変更を意味していると述べられている。広義の設計変更には

ア．質的変更

イ．量的変更

があるとされる。

また，設計変更の事由による分類として，一応，次のように示してある。

- ア．発注者の都合による設計変更
- イ．請負業者の都合による設計変更
- ウ．発注者および請負業者のいずれの責にも帰することのできない事由による設計変更

このア．が19条の「設計図書の変更」であり，ウ．が18条の元来の現場条件の変更などに相当する。しかし，19条のなかの図面の不明確などがどれに該当するか，今後の検討を要する点である。イ．の「請負者の都合による設計変更」は認められていないとされている。しかし，変更原因となり得る事実を請負者が発見し通知することによって設計図書の変更にいたることは18条（条件の変更等）に含まれている。また，工事費の増加や工期の延長を押さえる目的などのために，施工者側から変更を提案することは事実上可能になってきている。しかし，わが国の公共標準約款ではそれが18，19のどのルートに相当するのかが明確でない。英国の政府工事標準約款（GC/Works1）では，コスト低減をもたらす提案に関する条項が規定されている。同政府約款Edition 3の「数量書付きランプサム版」（1990）の第52条，「数量書なしランプサム版」（1991）の第51条のCost Savings(1)。節約額配分にも触れている。

4. 条件変更等の系統における設計変更の流れ（18条）

これは，請負契約の乙（請負者）が設計変更の原因となり得る事実を発見し，これが事実の調査結果や必要か否かの判断によっては，設計変更に関わり付くフローである。およそ図-1の上側のようなフローである。すなわち，

- ① 乙（請負者）が原因になり得る事実を発見する。
- ② これを甲（発注者側の監督員，建設省約款では監督職員）に通知し，その確認を請求する。（通知義務）
- ③ 甲は乙の立ち会いのもとに事実を調査する。
- ④ この調査結果と必要な指示事項を乙に通知する。
- ⑤ 必要があると認められるときは，設計図書の訂正または変更を行う。
- ⑥ 必要があると認められるときは，工期を変更する。
- ⑦ 必要があると認められるときは，請負代金額を変更する。
- ⑧ 乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を甲が負担する。

べてが行われないこともありうる。図-1ではこのことをand/orで示した。

この①の原因になり得ることについては，すでに「条件の変更等」のルートとしておおよそを見てきたところであるが，現行公共約款18条（条件変更等）の第1項で次のように書かれている。

第18条 乙は，工事の施工に当たり，次の各号の一に該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督員に通知し，その確認を請求しなければならない。

1. 図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）。
2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
3. 設計図書の表示が明確でないこと。
4. 工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

ここで，条項の文言では⑥若しくは⑦と書いてあるが，⑥⑦双方のこともある（文-5による）。すなわち，⑤が行われることによって⑥⑦⑧のいずれかが，またはすべてが行われることもあり，す

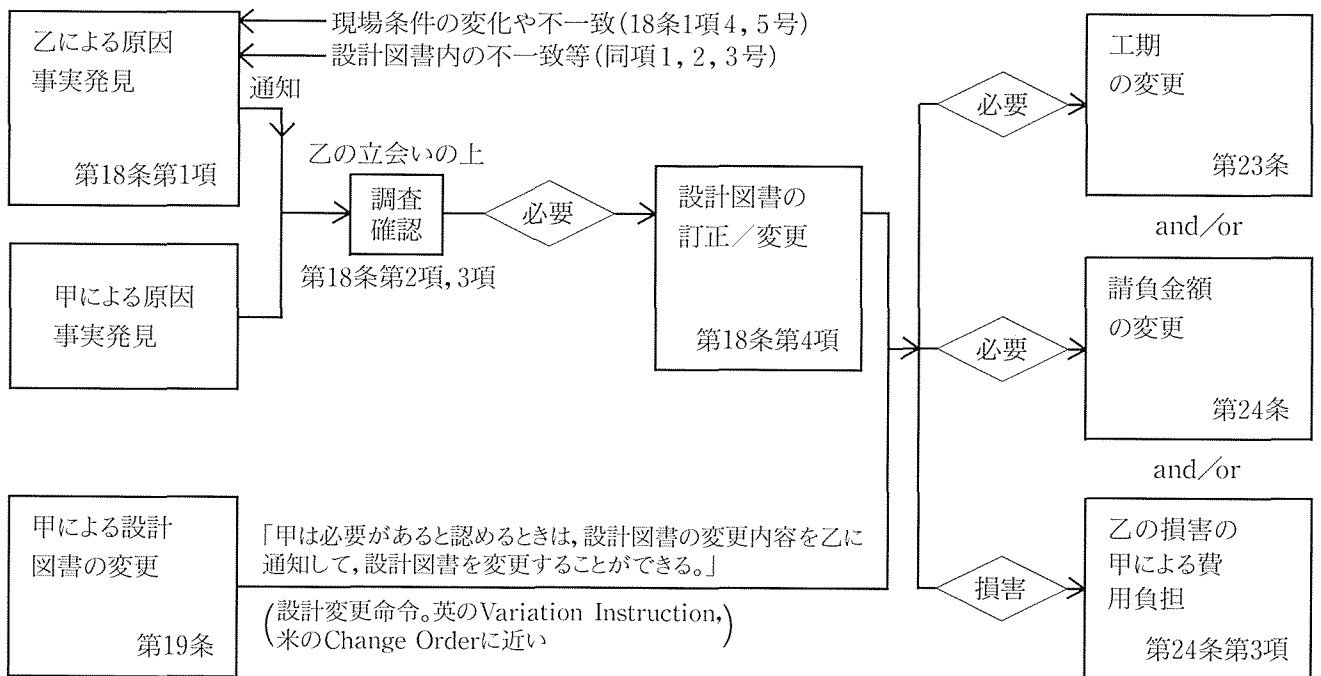


図-1 公共標準約款上の条件変更(18条)と設計図書変更(19条)の処理の流れ

5. 設計図書の変更 (19条)

前記の「公共契約精義」による設計変更の事由による3分類のうち、ア.発注者の都合による設計変更に該当するものである。英米の文献でもこのア.イ.ウ.の3者を挙げているものがある。しかし、約款上では設計変更あるいは設計図書の変更は発注者または設計者の側の一方的な権利となっている。

現行の公共約款の19条が「設計図書の変更」であるが、これは発注者側からのみ設計変更が出来ることを示している。さきほど述べたように、請負人側からの指摘によって調査の結果、処理として設計変更に至ることもあるが、これは18条「設計変更等」の方に含まれている。四会連合約款もほぼ同様であるがもっと簡単である。

この19条は、今回改正以前までの「工事の変更、中止」から工事の変更の部分が独立したばかりであるためか、次のようにきわめて簡単な記述にとどまっている。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

6. 設計変更による請負代金などの変更ルール

先の4.の⑥工期の変更、⑦請負代金の変更、⑧損害の負担、のそれぞれが必要であるか否かの判断、および、その増減金額や工期をどのようなルールで定めるか、が非常に重要である。イギリスのJCT約款ではValuation of Variationsと呼ばれて詳細なルールが規定されている。日本の公共約款の場合、変更や負担の必要性については18条、19条で触れられ、変更のルールについては23条(工期の変更方法)と24条(請負代金の変更方法等)が規定している。その概略フローを図-2に示した。

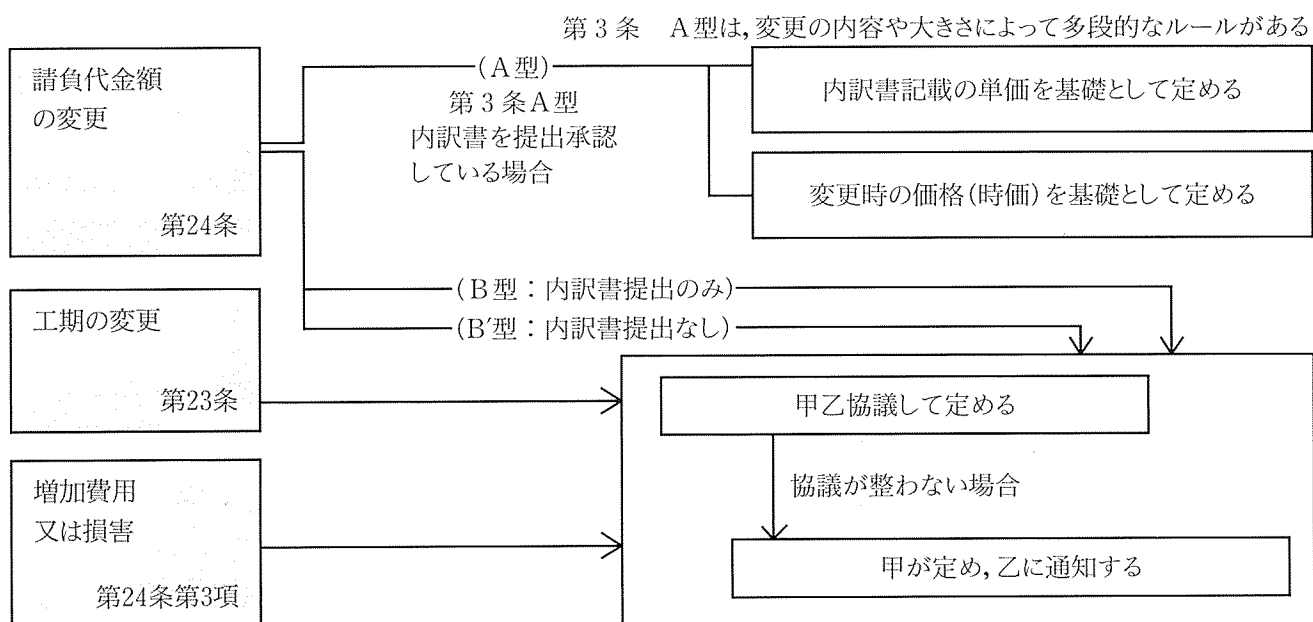


図-2 約款上の請負代金額変更等のルール(23条, 24条, 関連して3条)
(実際には第3条がA型は稀であるので、ほとんどが甲乙協議となる)

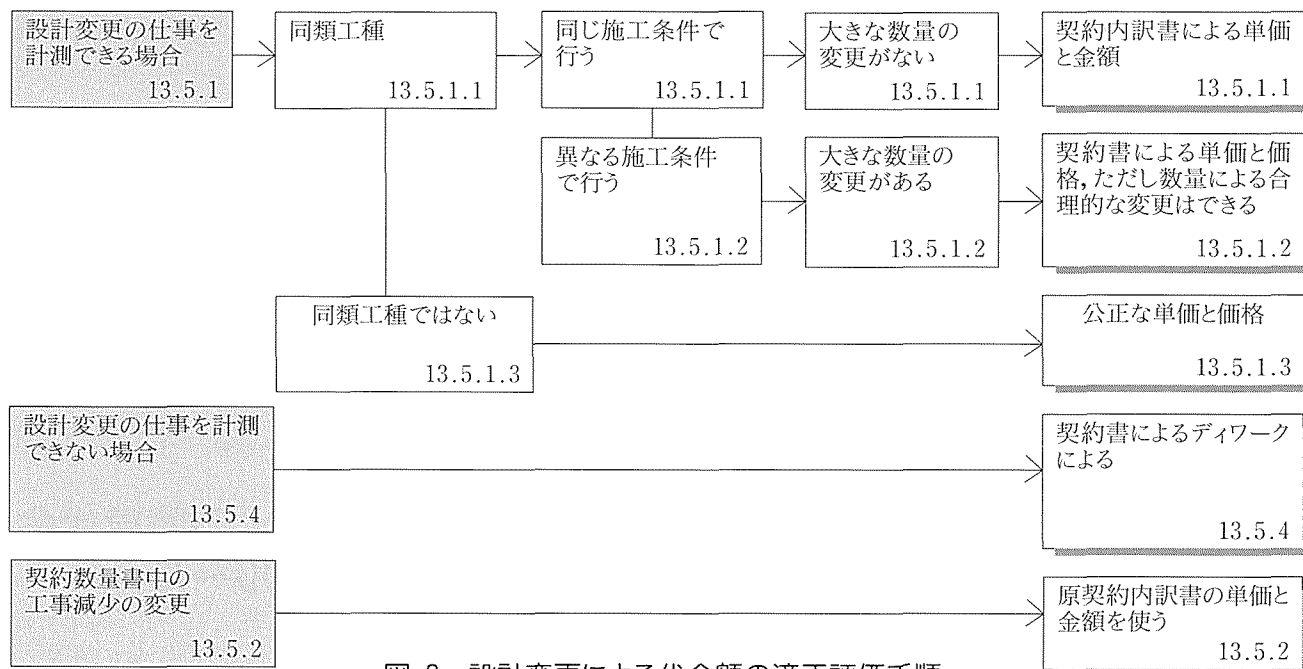


図-3 設計変更による代金額の適正評価手順
(JCT 80 Clause 13 Variations and Provisional Sums 13.5による)

このように単純化して描くと、結局はほとんど常にいわゆる「甲乙協議」になるフローだということがわかる。というのは、第3条において、A型（内訳書を提出し承認を得る）を選択して契約する場合が非常に少ないと言われているからである。「建設省直轄工事実施約款」も「提出」のみであり、「内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない」とあり、公共約款のB型のいずれか（提出する、提出しない）に相当する。住宅・都市整備公団の「工事請負契約書」もB型に相当するものである。

第3条をA型で契約している場合については、条件によるかなりこまかい分岐があり、この部分はイギリスのJCT式の契約数量書付きバージョンの変更ルールに類似したところがある。しかしながら、わが国の建築の場合にはA型が少ないので実際上どれだけ意味があるかわからない。

契約としてはB型であっても、実際には協議のベースとしてA型に近い処理をすることがあり、そのために内訳書単価の照合が行われることもあるようだ。ただ、その場合でも受注者のではなく発注者側の内訳書がベースになるようである。こ

れは、わが国ではA型（提出かつ承認）であるかB型（提出のみ）であるかにかかわらず、受注者が提出した内訳書は契約当事者を拘束するものではない、つまり契約書の一部ではない、ということから来ているのであろう。

7. 変更処理の実態について

設計変更処理の実態に関してわずかの聞き取り調査を行ったが、興味深かったこととして次のようなことがあった。

- (1) 条件変更等（18条）に該当する設計図書の訂正や変更は非常に多いが、その処理に契約約款の条項などをほとんど意識していないことが多い。
- (2) 乙から変更を申請する場合も少なくない。これが代金の変更とどのように結びつくか、とくに増額に結び付くかどうかは、理由の説得性によるところが大きい。
- (3) 先に見たように第18条第1項の1—3号には、
1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの

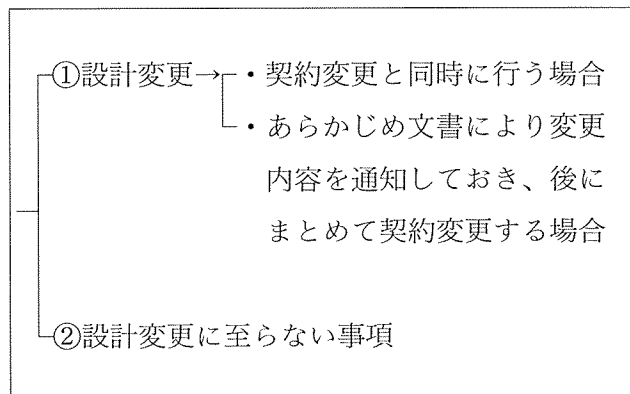
優先順位が定められている場合を除く)、2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。3. 設計図書の表示が明確でないこと、が挙げられている。しかし、実際には、これらに該当する場合のほとんどは総合図や施工図の作成打ち合わせ、作成、承認の過程で吸収され、設計図書の訂正や変更にもいたらない場合が多い。

(4) これら各号に該当して金額の変更を申請する場合もあるが、理由は設計図書に起因する形として書けないのが実情であるようだ。

(5) 軽微な変更と正式の設計変更の2つ、または3つくらいに処理手続きが使い分けられていることが多い。軽微な変更では、現場協議簿、打ち合せ簿などによって処理されていく。

契約にかかわる正式の設計変更として処理する場合は、「設計変更書」、「設計変更図」、「変更数量書」、「変更予定価格内訳書」などが作成され、発注者の予定価格内訳書の単価に落札率（当初請負金額／当初予定価格金額）などが使われる場合がある。関連する諸経費の扱いにもふれてある（文-10～13）。

建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事施工監理指針」（上）1章：一般共通事項，1.2.4 調整業務（平成5年版）において主な調整業務が5種挙げられているが、そのうちの①疑義に対する協議，②現場の納まり等の関係による協議，に対する処理方法として、単なる思い違い等は別として、処理方法には次の2つがある、と書いてある。



8. イギリスのJCT約款の設計変更条項

英国のJCT約款は金額変更に関連する条項が非常に多い。そのために過度に複雑になっているともいわれる。そして、こうした変更ルールのみめこまかい整備が、かえって設計変更の頻度を大きくするという指摘もある（文-2）。

JCT80約款は、その第13条が設計変更と暫定金額に関する条項であり、非常に詳細な変更処理ルールが書かれている。その概要を表に示した。とくに、Clause 13-5のValuation Rules（金額変更算定のルール）は数量書付き（with Quantities）の場合、図-3に示すように多段階的になっている。すなわち、

- 計測できる仕事（工種，作業）については
- ① 減額変更には原契約内訳書の単価や金額を使う。
 - ② 同類工種で、かつ、同類条件の増額変更も同じ。
 - ③ 同類工種で、かつ、異なる条件あるいは数量の大きな変更があるときは、原内訳書の④単価や金額を基礎とし、かつ、条件変更や数量変更に対する考慮分を加算する。
 - ⑤ 同種の工種がないときは、公正な単価と価格（fair rates and prices）によって定める。
 - ⑥ 追加，減，代替のいずれでもない場合は、公正な評価（fair valuation）によって定める。
 - ⑦ 計測できない仕事の追加，減，代替の場合は、デイワーク（常雇作業）による。

JCTには多種類の約款類があり、最も伝統的なJCT80にも数量書付き，数量書なし，概略数量付きの3種が、地方自治体用と民間工事にそれぞれある。上記のように内訳書の単価をベースに

するのは、もちろん内訳書（値入れした数量書、Priced Bill of Quantities）が契約書の一部になる方式の場合である。わが国の参考とするには、「数量書や内訳書があるが責任数量でなく、契約内訳書でもない場合」の処理ルールを知りたいところであるが、そうしたものはないようである。

「数量書無し契約」の場合は、このフローの単価があらわれるルール部分は適用されないと解説書に説明されている。また、「概略数量書付き契約」の場合は、契約がランプサムでなく単価契約の性質となるので、数量の増減は変更処理に該当しない（約款の略称としては、概算数量書付き方式をランプサム的一种と呼んでいる文献もある）。しかし、仕事の種類が変わったり、大幅な数量増減がある部分では、上記フローの該当するルールが適用される。

前掲のルールのなかで「同類工種」としたのは原文でwork of similar characterであり、「同類条件」はsimilar conditionであるが、この「similar」の意味をめぐって対立する解釈があるようである。すなわち、similarは「identical」（同一の）と解すべきだとする文献もある。しかし、「そういう説明があるが、それは誤りだ」とする説もある。こうしたsimilar characterやsimilar conditionの判定がルール適用上重要であるが、その定義は見当たらない。

⑤のなかの「公正な単価と価格（fair rates and prices）によって定める」や⑥の「公正な評価（fair valuation）によって定める」の基礎ははっきりしない。あるいは、わが国での甲乙協議のようなことと関係があるかもしれない。

こうしたsimilar characterやsimilar conditionそしてfair rates and pricesやfair valuationは、JCT以外の政府工事約款や土木系約款にもほぼ共通してみえる文言である。しかし、これらの文言だけでは具体的な処理方法はわからない。

そこにはどんな慣行が存在するのか、権威ある単価情報ソースによるのか、それはどんな性質の単価情報をどういう方法で収集したものか、などが知りたいところである。

また、設計変更に伴う金額や工期の変更見積りにおいて、QS（専門積算士）が重要な役割を持つことが考えられる。実際、この13条5というサブクローズはQSの領域だとする解説が見られる。そうすると、ではQSは何にもとづいて公正な見積りを行うのか、という点が知りたいことになってくる。

9. まとめ

- (1) 設計変更は少なくとも次のような点で内訳書単価と関わりを持つ。
 - ① 設計変更に伴う代金変更の有力な基礎になり得る。
 - ② 発注者、受注者どちらの内訳書の単価を使うか。
 - ③ 共通仮設費、現場経費、一般管理費などの間接費をどう扱うか。これが単価の性質に影響する。
- (2) 発注者の都合による明示的な設計変更が発注者側の当然の権利として合意される形になっている（現行公共標準約款では19条）。これは、出来上がる建築物が発注者や社会にとって価値あるものとなるために当然のことであるかもしれない。ただし、これによって生じる請負代金変更、工期変更、損害負担をいかに公正適切に処理するかのルールが有効に存在する必要がある。
- (3) これとは別に、設計図書の不備や設計図書と現場条件の食い違いによって発生する設計変更があり（18条）、設計者と施工者の設計作業担当領域の実質的な変動と関連してくる。
- (4) 設計を未確定にしておく暫定金額（英国の

Provisional Sum) のような部分の明示的なルールがない。今後ルール化を検討すべきであろう。

- (5) 設計変更に対応する金額変更, 工期変更, 損害の負担等は, 発注者リスクにも受注者リスクにもなり得る。受注者リスクになる可能性が大きい時は単価の性質にも影響してくる。変更に対応できる予備費 (contingency) が設定されていない状況では, その可能性が一層大きくなる。
- (6) 設計変更や設計未確定の問題は, 元-下取引価格やその単価情報とも深いかかわりをもっている。下請の変更処理も重要な研究課題である。
- (7) 設計変更対応ルールが不透明なままでは, 透明な積算やコスト管理はできないともいえる。言い換えれば, 設計変更への対応ルールを透明なものにしていくことは, 建築のコスト管理全体を透明なもの, または対等なものにしていく突破口にもなるのではないか。
- (8) しかし, ルール万能主義には限界がある。ルールが整備されているかに見える海外の契約約款の変更評価ルールも約款の文言だけでは充分納得できるものではない。複雑なルールはクレームと紛争の源泉にもなり得る。それは, 最近の英米におけるパートナーリング指向にも現れている。
- (9) しかし, わが国の現段階は, もっとルールを明示的にするべき段階にある。実際にはきわめて少ない3条—24条が(A)型に該当するケース以外は, 全てが「甲と乙の協議によって定める」に帰着する形は大きな問題である。少なくとも甲乙協議のルールを, 標準的な積算基準などを通して分りやすくするべきであろう。こうしたルール設定の議論を通じて, 内訳書や単価の性質自体が議論されることになるだろう。そこに期待したい。

参考文献

- 1) John D. Bledsoe: "Successful Estimating Methods ... from Concept to Bid". R.S.Means. USA. 1992 p.6, p. 229-
- 2) P.R. Hibberd "Variation in Construction Contracts" Collins, 1986
- 3) Glyn P. Jones: A new approach to the (JCT) 1980 Standard Form of Building Contract, The Construction Press, 1980,p.122-131
- 4) 高柳岸夫, 村井久美: 「官公庁契約精義」, 建設総合資料社, 1989年1月, p.567
- 5) 建設業法研究会編: 「新訂公共工事標準請負契約約款の解説」, 大成出版社, 1995年9月, p.182-192, 条件変更, p.193-196, 設計図書の変更の解説
- 6) 建設省建設経済局建設業課監修「建設関係契約約款集」, 大成出版社, 1996
- 7) 「住宅・都市整備公団契約ハンドブック——工事契約関係規定集」住宅共済会, 1995年
- 8) 財建築コスト管理システム研究所: 「建設工事の国際化に伴う契約関連図書等のあり方」調査研究報告書, 1995年3月, p.38 p.42, 設計変更
- 9) 高比良 和雄: 「欧米の建設契約制度」, 建設総合サービス, 92年2月, p.99-106, 工事の変更
- 10) 「公共工事の積算について(その2)第4章設計変更について」(田辺誠二郎), 日本建築積算協会: 建築積算資格者更新講習テキスト第2編, 1996, p. 167-168
- 11) 建設省「建築工事積算基準の解説」, 建築積算要領第12(設計変更の取り扱い)
- 12) 建設大臣官房官庁営繕部制定「工事共通仕様書」第1章一般共通事項, 1.1.8疑義に対する協議等
- 13) 建設大臣官房官庁営繕部監修「建築工事施工監理指針」(上) 1章: 一般共通事項, 1.2.4 調整業務(平成5年版)
- 14) John Parris "The Standard Form of Building Contract JCT 80" GRANADA, UK, 1982, p.43-58, p.105-108
- 15) John Parris "The Standard Form of Building Contract JCT 80, 2nd edition" Collins. 1985, UK, p. 75 p.76, p.159-163
- 16) I. S. Cherry "JCT 80 and the Contractor" Butterworth, 1985, UK, p.71-85, p.258-267
- 17) Glyn. P. Jones "A New Approach to the JCT 1980 Standard Form of Nominated Sub-Contractor" Longman, 1982, UK, p.120-129
- 18) Denis F. Turner "Building Contracts - A Practical Guide 5th edition" Longman, 1994, UK, p.84-92